

特集 財政状況の公表

新年ごあいさつ
税の申告



〔表紙〕 12月12日、杵築小学校・杵築中学校・周辺の住民を対象にした杵築地区防災フェスタが開催されました。巨大地震・津波を想定した避難訓練のあと、防災講演や杵築小学校グラウンドに設けられた消防署・自衛隊などによる体験展示で防災について学びました。



経費節減のため、パンチ穴を開けておりません。皆様にはお手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

国保にご加入の皆様へお知らせ

70歳未満の人の高額療養費が変わります！

平成27年1月から、70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が変更になります。

これにより、今までよりも所得要件が細分化され、それぞれの所得に応じた負担軽減が行われるようになります。

なお、70歳以上の人は、今回の改正による変更はありません。



大分県国保連合会
マスコットキャラクター
ほっぴい

【改正前】平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% 〈多数回該当：83,400円〉
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉
C 低所得者	住民税 非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

【改正後】平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回該当：140,100円〉
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回該当：93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回該当：44,400円〉
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
オ	住民税 非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉

※1つの医療機関等で自己負担限度額を超えない場合でも、同じ月に別の医療機関で支払った自己負担額を合算することができます。

ただし、70歳未満の人は、1つの医療機関で同じ月に21,000円以上の医療費を支払っている場合のみ合算できます。

※多数回該当とは、過去12ヶ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

※基礎控除後の所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の「総所得金額等」のことです。

高額療養費制度とは？

1か月の医療費の自己負担額が、一定の額（自己負担限度額）を超えて高額になったとき、その超えた分が高額療養費として国保から払い戻される制度です。

自己負担限度額は70歳未満と70歳以上で異なり、また、世帯の所得によっても異なります。



【問い合わせ】 市民課 国保年金係 ☎0978-62-3131(内線 108、109)

土曜日運動応援
プロジェクト **元気きつき**

「健康ふれあいプール」や「文化体育館」で運動をしてみませんか？
学生から高齢者まで、元気な杵築市民を応援します！

**コミュニティバス(市内循環コース)の
土曜日運行を延長します。**



コミュニティバスも
皆さんの運動を
応援します！

※平成27年1月からは時刻表に変更がありますのでご注意ください。 ※「きつき衆楽観」「風の郷」割引券の進呈は終了します。

【問い合わせ】 秘書政策課 コミュニティ・協働係 ☎0978-62-3131(内線 208)

編集・発行／大分県杵築市役所秘書政策課 ☎0978-62-3131

印刷／有限会社三晃堂印刷



この広報誌は再生紙を使用しています。